



20消安第12032号
平成21年2月25日

アグリコマース株式会社
代表取締役 馬上 勇 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

農業用資材の取扱いに関する再発防止について

貴社が販売していた土壌活性剤「ニームオイル」については、分析の結果、農薬成分ピペロニルブトキシドが検出された。その濃度は農薬としての薬効を示す濃度と比較し著しく低かったことから、無登録農薬とは判断されないが、本来混入することのない成分であったことから、先般、貴社に対しピペロニルブトキシドの混入原因等を確認するための調査を行ったところである。

当該調査の結果、当該資材にピペロニルブトキシドが検出された原因は、製造元である中国の有限公司が、製造段階で当該成分を混合していたためであったことが確認された。

本来混入することのない農薬成分を含んだ資材が使用された場合、使用者や消費者への健康被害等につながるおそれがあることから、貴社におかれては、今後、同様の農業用資材を販売する場合は、再度このようなことが生じないように、下記に掲げる事項を徹底されたい。

記

- 1 海外から農業用資材の原料等を輸入する場合には、原料等の製造元に対し、我が国の農薬取締法を十分に理解させた上で、原料等に農薬成分が添加・混入することのないよう、原材料調達、製造、出荷等の全ての工程において、その管理を徹底させること。
- 2 1に掲げる措置が徹底できない場合には、製造元からの原料等の輸入は行わないこと。
- 3 今後、農業用資材を販売する場合には、資材中の農薬の有効成分の分析等を行うなど、その品質管理を徹底すること。